

令和2年4月23日

平塚市監査委員 高梨 秀美  
同 井澤 郁人  
同 黒部 栄三  
同 府川 正明

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
学校教育部 教育総務課
- 2 監査実施日  
令和2年1月30日
- 3 監査結果の公表日  
令和2年2月21日（平塚市監査委員公表第24号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、国庫支出金において、交付決定後に4か月以上経過して調定手続きをしたものがあった。 平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 指摘されました国庫支出金である理科教育設備整備費等補助金につきましては、6月頃、交付決定されますが、11月頃に出される額の確定と差額が生じたことがあったため、額の確定通知をもって調定手続をしておりました。 今後は、平塚市財務規則に則り、交付決定時に調定手続を行い、差額が生じた際には、調定額の変更手続にて対応いたします。

- 1 監査実施対象課  
学校教育部 学務課
- 2 監査実施日  
令和2年1月30日

3 監査結果の公表日

令和2年2月21日（平塚市監査委員公表第24号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務については、馬入橋通学児童通学バス運行業務委託において、受託者からの実績報告書兼運行月報の提出遅延があり、仕様書のとおり報告が実施されていなかった。また、これに関連して、支出事務においても支出の遅延があった。</p> <p>委託契約の事務は、履行過程における点検・検証等、市が適切に関与することが重要である。同内容の指摘が過去にもあったことを重く受け止め、平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 受託者からの実績報告書兼運行月報の遅延分については、その後直ちに報告書の提出を指示し、支出の遅延部分についても速やかに支払いました。</p> <p>今後は、契約履行業務について毎月適切な履行確認をするとともに、受託者に対しては報告書等の提出が遅れることの無いように指導すること、また、万が一提出が遅れることがあれば、直ちに催促の連絡を入れることで適正な事務の執行を図ってまいります。</p>

以 上